

令和8年度 立科町会計年度任用職員登録募集要領

はじめに

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2の規定に基づき、任期を1会計年度以内として任用される一般職非常勤職員です。

令和2年度から地方公務員法等の改正により、臨時職員・嘱託職員制度は、会計年度任用職員制度へ移行されました。

1 登録

令和8年度に町で会計年度任用職員として働きたい方を募集します。

希望者は、登録が必要であり、職員の任用が必要となった際に登録者の中から書類審査及び面接を経て、会計年度任用職員として任用されます。

2 勤務条件

勤務条件は、職種、任用条件、勤務場所により異なりますので、面接等の際にご確認ください。

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 募集職種 | 一般事務、事務補助、保育士、給食調理員、清掃作業員、権現の湯業務、講師等。 |
| 任用期間 | 一會計年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)。ただし、任用から1ヶ月は条件付採用期間となります。 |
| 勤務時間 | 原則として1日7時間 (ただし、職種、任用条件、勤務場所により始業時間、終業時間、休憩時間が異なります。) |
| 勤務場所 | 役場庁舎及び関連施設 |
| 業務内容 | 職種、勤務時間、勤務場所(所属)により異なります。 |
| 給料・報酬 | 【参考】 一般事務として1週間あたり35時間勤務の場合、月額約18万円。 ※職種、勤務時間等により給料(報酬)支給額は異なります。 ※経歴等に応じて、一定の範囲で加算があります。 |
| 休日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)。ただし、勤務場所(所属)により異なります。 |
| 休暇等 | 年次有給休暇、有給・無給の特別休暇。ただし、勤務時間により取得条件や日数が異なります。 |
| 諸手当 | 期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当等。 ※期末手当、勤勉手当は、一定要件を満たす場合に支給します。 【参考】 一般事務として1週間あたり35時間勤務した場合、 期末手当年間約45万円(初年度は一定の減額あり)。 勤勉手当年間約38万円(初年度は一定の減額あり)を支給予定。 ※職種、勤務時間等により期末手当等支給額は異なります。 |
| 社会保険等 | 地方公務員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等。 ※ただし、一定要件を満たす場合に加入となります。 |

3 給料・報酬

給料の基礎号俸は、原則として行政職給料表 1 級 1 号俸(199,800 円)です。ただし、勤務時間により報酬額(日額)は、次の計算式により算出した額となります。

$$\text{報酬額(日額)} = \text{給料(月額)} \div 21 \text{ 日} \times 1 \text{ 日の勤務時間} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$$

なお、経歴等に応じて、一定の範囲で加算があります。

※講師の給料の基礎号俸は、教育職給料表 1 級 25 号俸(265,500 円)です。

4 選考方法

- (1) 職員の任用が必要となった際、各職種の登録者の中から書類審査を実施します。
- (2) 書類審査通過者に対して、面接日時を連絡し、面接を実施します。採用の有無は、面接等の実施者からご連絡します。
- (3) 採用となった場合、会計年度任用職員として一会計年度(令和8年度)任用されます。

5 登録の手続等

- (1) 登録申込書は、役場総務課窓口でのお渡し、または町ホームページからダウンロードすることもできます。
- (2) 提出書類
 - ア 登録申込書(直近3箇月以内に撮影した写真を貼付してください)
 - イ 自動車運転免許証の写し
 - ウ 資格証の写し(資格要件が必要な職種等)
 - エ 障がいの方は、障害者手帳の写し
- (3) 募集期間
令和8年1月5日(月)から令和8年2月 27 日(金)まで
- (4) 申込方法
総務課庶務係へ登録申込書等を提出してください。

6 その他

- (1) 応募資格は、職種により異なりますので、お問合せください。
- (2) 今回の登録有効期限は、令和9年3月 31 日までです。
- (3) 登録者全員が会計年度任用職員として任用されるわけではありません。
- (4) 登録者には、令和8年度内に他の募集があった場合、連絡をすることがあります。
- (5) 登録できる方は、原則として町内在住者とします。
- (6) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方は、登録することができません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

7 お問合せ先

立科町総務課庶務係 電話 0267-56-2311

メール: shomu@town.tateshina.nagano.jp